

いわて働き方改革等推進事業費補助金 Q & A ①

【募集要件・補助要件について】

<目次>

1.【募集要件について】		
Q1	特定非営利活動法人（NPO法人）は本補助金の対象となるか。	2
Q2	社会福祉法人は本補助金の対象となるか。	2
Q3	共同事業体（JV）は本補助金の対象となるか。	2
Q4	個人事業主は対象か。	2
Q5	岩手県内に本社を有する企業が、当該企業の県外事業所で働き方改革等の取組を実施した場合、本補助金の対象となるか。	2
Q6	本社が県外にあるが、岩手県内の事業所は本補助金の対象となるか。	2

2.【補助要件について】		
Q7	補助金交付申請時点で県税を滞納しているが、補助金の交付時までには納税する旨誓約することで交付決定を受けられるか。	3
Q8	県税が非課税の場合、「県税に未納がないことの証明書」の提出は不要か。	3
Q9-1	令和3年度以前に「テレワーク推進事業費補助金」の交付決定を受けているが、本補助金は申請可能か。	3
Q9-2	令和4年度の「テレワーク推進事業費補助金」に交付申請しているところであるが、本補助金は申請可能か。また、その際に申請した機器等について本補助金にも申請してもよいか。	3
Q10	国や県の他の助成金、補助金などと併用することは可能か。	3
Q11	前年度に本補助金の交付を受けているが、今年度も申請をすることは可能か。	3

1.【募集要件について】

Q 1 特定非営利活動法人（NPO法人）は本補助金の対象となるか。

A 1 対象となります。

→ 特定非営利活動法人（NPO法人）は、法人税法上の公益法人等とみなされることから（特定非営利活動促進法第70条第1項）、本補助金の対象となります。

Q 2 社会福祉法人は本補助金の対象となるか。

A 2 対象となります。

→ 社会福祉法人は、法人税法上の公益法人等に該当することから（法人税法第2条、別表2）、本補助金の対象となります。

Q 3 共同事業体（JV）は本補助金の対象となるか。

A 3 対象となりません。

→ 共同事業体は、民法上の組合の一種と考えられ、法人格を有しないことから、本補助金の対象とはなりません。

Q 4 個人事業主は対象か。

A 4 対象となりません。

Q 5 岩手県内に本社を有する企業が、当該企業の県外事業所で働き方改革等の取組を実施した場合、本補助金の対象となるか。

A 5 対象となりません。

→ 岩手県内に本社を有する企業や主たる事業所等を置く企業等であって、かつ、岩手県内の事業所等において働き方改革等の取組を実施することが必要です。

Q 6 本社が県外にあるが、岩手県内の事業所は本補助金の対象となるか。

A 6 補助対象は、岩手県内に本社や主たる事業所を置く企業等が対象となります。

なお、主たる事業所とは、会社以外の法人（NPO法人等）を指しており、いずれにしても県内に本社等を置いている企業等が対象となります。

2.【補助要件について】

Q7 補助金交付申請時点で県税を滞納しているが、補助金の交付時までには納税する旨誓約することで交付決定を受けられるか。

A7 交付決定することはできません。

Q8 県税が非課税の場合、「県税に未納がないことの証明書」の提出は不要か。

A8 県税非課税の場合であっても、「県税に未納がないことの証明書」は発行されます。県税窓口にて発行を受け、ご提出ください。

Q9-1 令和3年度以前に「テレワーク推進事業費補助金」の交付決定を受けているが、本補助金は申請可能か。

A9-1 令和3年度以前に「テレワーク推進事業費補助金」の交付決定を受けている場合でも、**申請可能です。ただし、機器等内容が重複するものは申請できません。**

Q9-2 令和4年度の「テレワーク推進事業費補助金」に交付申請しているところであるが、本補助金は申請可能か。また、その際に申請した機器等について本補助金にも申請してもよいか。

A9-2 令和3年度に「テレワーク推進事業費補助金」を申請していても、本補助金に**申請すること自体は可能**です。ただし、**機器等内容が重複するものは申請できません。**

Q10 国や県の他の助成金、補助金などと併用することは可能か。

A10 可能です。

→ 他の補助制度等との併用する場合は、**収支予算書にその旨を明記して申請**してください。
なお、併用する他の補助制度等において、補助率等が変わる場合や併用ができない場合がありますので、個別に確認してください。

Q11 前年度に本補助金の交付を受けているが、今年度も申請をすることは可能か。

A11 **過年度に本補助金の交付を受けている場合は、補助金の交付対象外となります。また、新たに計画を制定した場合においても、補助金の交付対象外となります。**

→ 本補助金は、働き方改善計画書に基づいて取組を開始した年度において事業主が負担した経費が補助対象となり、翌年度分に係る経費については対象外となりますのでご留意願います。